



# 令和8年度 世田谷区職員（調理・用務）募集案内

令和8年7月1日  
世田谷区

## 1 職種、主な職務内容

職種（職務名）	主な職務内容
調理・用務（調理）	保育園における給食調理等の職務 児童相談所一時保護所*における給食調理等の職務 *一時保護所は、児童福祉法に基づき、保護を必要とする子どもたちを一時的にお預かりする施設です。

## 2 採用予定数、採用予定日

採用予定数	採用予定日
14名程度	令和9年4月1日

## 3 受験資格

(1) 昭和57年4月2日以降に生まれた方

(2) 性別、国籍は問いません。

なお、日本国籍以外の場合は、「出入国管理及び難民認定法別表第2（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）に掲げる在留資格を有する人及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」であることが条件となります。

(3) 地方公務員法第16条の各号いずれかに該当する方は受験できません。

【地方公務員法第16条（欠格条項）】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※平成11年改正前の民法の規定による準禁産の宣告を受けている者は受験できません（心神耗弱を原因とするもの以外）。

(4) 現に世田谷区の常勤職員でない方（教育公務員、臨時的任用職員及び任期付職員を除く）

## 4 選考方法

(1) 第1次選考

日 時	令和8年8月23日（日）	
選考会場	世田谷区内の大学等	※会場等詳細は受験票送付の際にお知らせします。 ※8月20日（木）までに受験票が届かない場合はお問い合わせください。

選考方法	筆記試験（作文）	課題式 800字以上1000字程度 （90分）
合格発表	令和8年9月上旬予定	※第1次選考受験者全員にお知らせします。

## （2）第2次選考（第1次選考合格者のみ）

日 時	令和8年9月中旬予定	
選考会場	世田谷区役所	※会場等詳細は第1次選考結果通知とあわせてお知らせします。
選考方法	面接	
合格発表	令和8年10月下旬予定	※第2次選考受験者全員にお知らせします。

## 5 申込方法

原則、インターネットから申し込んでください。なお、同日程で募集の世田谷区職員（土木作業、清掃など）との併願はできません。

以下のリンクより電子申請システム『LoGo フォーム』にアクセスし、申請を行ってください。

（ <https://logofom.jp/form/JqMJ/1594560> ）

（こちらの二次元コードからも『LoGo フォーム』にアクセスが可能です。）⇒



### 令和8年7月1日（水）～7月31日（金）（17時まで受信有効）

※期間中に正常に受信したものを有効とします。この場合、採用選考の申し込みを受け付けた旨を記載したメールを送信します。このメールが届かない場合は、受付期間中に必ず世田谷区総務部人事課総務事務センターへお問い合わせください。

※（インターネットからの申し込みが難しい場合）申込書記載による方法

所定の申込書に必要事項を記入し、郵送または持参でお申し込みください。なお、郵送により申し込む場合は、封筒の表に「**調理・用務（調理）選考申込**」と赤字で明記し、**必ず簡易書留**により郵送してください。申込書の記入方法は5ページの記入例を参考にしてください。

（郵送申込）令和8年7月1日（水）～7月31日（金）（消印有効）

（持参申込）令和8年7月1日（水）～7月31日（金）

9時～17時（月～金）

## 6 給 与 ※以下6～10については、令和8年4月1日現在のものです。

- （1）初 任 給 20歳入庁の場合：約237,840円 30歳入庁の場合：約264,240円  
40歳入庁の場合：約289,680円

※この初任給は、令和8年4月1日現在の給料月額に地域手当を加えたものです。職務経験等がある人は、一定の基準により加算される場合があります。

- （2）手 当 条例等の定めるところにより、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当（6月支給：2.45月分 12月支給：2.45月分）等が支給されます。また、採用前に給与改定等が行われた場合は、その定めるところによります。

## 7 勤務条件等 ※勤務場所は、原則敷地内禁煙です。

### (1) 保育園

- ・勤務時間 原則として、午前8時30分～午後5時15分
- ・休日 原則として、日曜日及び4週間を通じ4日、国民の祝日及び年末年始

### (2) 児童相談所一時保護所

- ・勤務時間 原則として、①午前6時15分～午後3時00分、  
②午前8時30分～午後5時15分、  
③午前11時15分～午後8時00分 の交替制勤務
- ・休日 原則として、4週間を通じ8日、国民の祝日及び年末年始（勤務することになった場合は別の日が休日となる）

## 8 年次有給休暇等

1年度に20日の年次有給休暇、その他慶弔休暇、夏季休暇、妊娠出産休暇、育児休業等があります。

## 9 研 修

採用時の研修では、世田谷区職員として職務遂行上必要となる基本的知識や技能を習得することを目的とした、地方自治、接遇や仕事の進め方、メンタルヘルスに関することなど、採用2年目以降は、自立して活躍できる職員となるよう、区内の地区について調査、研究を行う研修やキャリアチャレンジなどの研修を実施しています。希望制の選択研修では文書や財務、法務などの実務研修から、海外の先進事例などの調査研究活動を通して知識と視野の拡大を図り、世田谷区における施策立案に寄与することを目的とした、海外派遣研修等も行っています。

また、自己のスキルアップにつながる、Webコンテンツ（動画による学び）の提供や通信教育講座の案内など、職員の自己研鑽を支援する様々な取り組みも行っています。

## 10 福利厚生

### (1) プライベートが充実するような補助・優待等

#### ① カフェテリアプラン

「旅行」や「スポーツジム」、「ヘアカット」など、対象となるサービスの利用に対し、補助を受けられます。（年間22,000円が上限）

#### ② 職員レクリエーション補助

職員同士で企画するレクリエーションに対して補助を受けられます。職員同士のちょっとした繋がりを支援します。（例：同期との食事会、同僚との食べ歩き観光 など）

#### ③ 部・サークル

世田谷区では19の団体が認定されており、特別区職員大会に継続して上位入賞している団体から、有志が集って趣味の活動をする団体まで幅広く活動しています。

#### ④ 宿泊や遊園地、観劇、生活家電等の優待

世田谷区独自の優待に加え、東京都や特別区の職員へ向けた各種優待があります。

### (2) 職員住宅

住宅に困窮している方などを対象とした職員住宅があります。職員住宅周辺の家賃相場と比較して、約半分の家賃で住むことができます。

### (3) 財形貯蓄

給与から希望額を天引きし、貯蓄できます。貯蓄目的によっては利子額の課税を抑えることも可能です。

### (4) 健康のサポート

健康診断や健康相談など、皆さんのからだところをサポートする制度があります。

その他、結婚等に伴う給付金や団体割引で加入できる保険など、各種福利厚生事業があります。

## 【世田谷区役所案内図】



## 【個人情報の取扱いについて】

個人情報については、世田谷区個人情報保護条例に基づき適切に管理しています。申請された電子データやそれに基づき作成した資料等は厳重に管理するとともに、採用選考以外の目的では使用しません。また、規定の保存年限経過後に適切に廃棄します。

## 【子ども性暴力防止法に基づく対応について】

本業務へ従事するにあたっては、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「子ども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、子ども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があります。また、特定性犯罪の前科がある旨の申告がある場合は、配属先及び従事する業務に制限がかかる場合があります。また、特定性犯罪前科がない旨の申告があったものの、実際には特定性犯罪前科があった場合、重大な経歴の詐称として、内定を取り消す場合がありますので、あわせてご了承ください。

※特定性犯罪とは、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の第2条第7項により、犯罪事実確認の対象となる性犯罪を指します。

## 【申し込み・問合せ先】

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷 4-21-27

世田谷区人事課総務事務センター（東棟 5階）

電話：03（5539）3241（直通）

FAX：03（5432）3009

ホームページ：<https://www.city.setagaya.lg.jp/index.html>



# 令和8年度 世田谷区職員〔調理・用務（調理）〕採用選考申込書

※人事課処理欄のため、記入しないでください。

		受験番号
--	--	------

下記必要事項は、黒のインクまたはボールペンで記入してください。  
日付を記入する項目は、和暦で記入してください。

フリガナ														
氏名	(戸籍上の文字で正確に記入)													
生年月日	昭和・平成	年	月	日生										
				※令和9年3月31日現在 歳										
フリガナ														
現住所	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>-</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td> </tr> </table>				□	□	□	□	-	□	□	□	□	□
□	□	□	□	-	□	□	□	□	□					
フリガナ														
受験票送付先	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td> </tr> </table> (現住所以外に受験票等の送付を希望する場合のみ記入)				□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
□	□	□	□	□	□	□	□	□	□					
電話番号	( )	-	携帯電話	( ) -										
最終学歴	学校名・学部学科名													
	卒業又は見込等 年 月 日 卒業・卒業見込・その他													
職歴 新しい順 に上から 記入	在職期間	勤務先名	雇用形態	職務内容										
	年 月から 年 月まで		正規 非常勤 アルバイト											
	年 月から 年 月まで		正規 非常勤 アルバイト											
	年 月から 年 月まで		正規 非常勤 アルバイト											
<p>私は、世田谷区職員〔調理・用務（調理）〕採用選考を受験したいので、上記のとおり申し込みます。 なお、私は、募集案内に掲げてある受験資格をすべて満たし、地方公務員法で選考を受けることができないとされる者に該当していません。 また、募集案内に記載されたことも性暴力防止法に基づく対応について同意し、特定性犯罪の前科について、次のとおり回答します。</p> <p><b>【特定性犯罪の前科（回答必須）】</b> <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有</p> <p>この申込書のすべての記載事項は事実と相違ありません。</p> <p>令和8年 月 日</p> <p>氏名（自署） _____ (自署欄は必ず本人が署名してください。)</p>														

裏面あり

★ 今回の募集を何で知りましたか。○をつけてください。(いくつでも可)

1 区のおしらせ

2 区内の施設で

3 学校のパンフレットを見て

4 学校の先生から

5 友人から

6 ホームページ

7 その他 ( )